



尼崎市教職員組合：尼崎市西長洲町2-34-1
執行委員長 中川 純一
TEL 06-6481-1133 FAX 06-6481-9520
ホームページ http://amakyoso.wix.com/amakyoso
E-mail amakyoso@s5.dion.ne.jp

ひょうご学び愛フェスタ

・11月14日(土)13:30～
「6年間を見通してこれ
だけは中学年で(算数)」
講師 中川眞砂代さん
*リモート可能
申し込みは、
hyogo-06@pure.ne.jp まで

人事評価の開示を求めましょう!

評価結果のコピーは、だれでもすぐにもらえます

『教職員人事評価・育成システム』の「本格実施」が8年目を迎えています。この「システム」は、「教職員の育成が目的」と説明されていますが、最終的には相対評価で賃金に差をつけることを想定した制度です。すでに賃金リンクが実施されている県もありますが、兵庫でも、そうなれば教育の協働のとりくみを破壊し、教職員集団をバラバラにすることになります。私たちはこの「システム」に反対の立場から中止・撤回を要求しながら、運用面での公開、公平性を求めてきました。

開示を希望すれば、自分の「評価・育成シート」(評価結果)を見ることができます。校長室に行けばコピーをもらえます。開示期間等は下の通り。

結果をオープンにしない「秘密主義」では、不公平な評価や相互不信も生まれます。

みなさん、積極的に開示を希望しましょう。

管理職は正しく見ているのか?

近年、職員の意見を聞かない、勝手に判断して、後始末が回ってくる…など、管理職として疑問を抱くような言動が目立つ管理職がいると聞きます。

人事評価システムは、管理職の判断力も試されています。「うちの管理職は何を考えているのかしら?」と感じたら、開示を希望しましょう。

*開示の希望は無条件でできます。

「人事評価のコピーをください」の一言でもらえます。



- ◇評価基準日.....10月1日
- ◇開示期間...10月26日(月)～11月13日(金)
- ◇苦情の申出期間.....開示を受けて2週間以内

評価は、学習指導等の8項目についての5段階の絶対評価(s a b c d)と総合評価(S A B C D)です。

<総合評価の評価基準>

S	極めて良好である
A	特に良好である
B	良好である Bが基準!
C	概ね良好であるが、一層の努力を期待する
D	問題がある

変更労働時間制「導入の予定なし」市教委

尼教組の「1年単位の変形労働時間制を導入しないよう」にとの申し入れに対し、尼崎市教委は「兵庫県、本市においても現在のところ導入の予定はありません」と回答しました。「業務改善が進んでいないからだ」と述べています。(1年単位の変形労働時間制は、導入の前提条件の一つに「在校等時間の時間外の上限は月42時間・年320時間とする」とあり、多くの教職員がもっと長時間の時間外労働をしているからです。)

学術会議任命拒否に抗議を

日本学術会議の新会員任命拒否騒動は、発覚から1ヵ月が経過した今も収まる気配がありません。人事を通じた独立機関への不当な介入に対して、学問の自由を脅かし、民主主義と国民に対する攻撃であると、日増しに批判が高まっています。ただちに任命拒否を撤回すべきです。

日本学術会議は、学問や科学が政治権力によって制約を受け、利用された反省をふまえ1949年に設立され、国の機関ではあるものの、独立機関として、政府に対する批判も表明してきました。これまで「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない決意を表明」し、2017年には政府が進めようとする軍産学協同をすすめる動きを批判しました。これに対して当時の安倍政権は人事に介入できるように、国民に公表することもなく法解釈を変更しようとしたことが明らかになっており、菅首相の任命拒否はそれを引き継いだものです。「教え子を再び戦場に送るな」と決意する教職員組合として今回の不当な人事介入を見過ごすことはできません。そして、学問の自由への侵犯は真理・真実を追求する教育をゆがめ、教育を受ける権利をも揺るがすものです。

黒川検事長の定年延長を阻止したように、広範な抗議の声を上げることが求められています。SNSでの発信、首相官邸への抗議など、できることから始めませんか。

首相官邸に抗議文を郵送

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房広報室あて

首相官邸HPの意見フォームに入力

首相官邸HPの「ご意見・ご感想」から「首相官邸に対するご意見・ご感想」に入力します。

50カ国が核兵器禁止条約批准 来年発効

核兵器を違法とする核兵器禁止条約は10月24日、50カ国目のホンジュラスが批准し、同条約は来年1月22日に発効することが確定しました。同条約は核兵器の使用や使用の威嚇、生産、保有、実験、配備などを広く禁止。前文は、完全廃絶こそが二度と使われないうための唯一の方法だとうたい、被害者支援・環境回復の規定を盛り込むなど、日本の被爆者の長年の要求も反映しています。

日本原水爆被害者団体協議会

- ・「核兵器なくせ」を実現する確かな道が開かれた。この日は1945年8月、核兵器が人類の頭上にさく裂した日とあわせて銘記される日となる。
- ・今日まで日本政府は「核兵器は人道法の精神に反するが実定法は存在しないので違法ではない」「国際司法裁判所は核兵器の威嚇と使用は違法としながらも、国家の存亡がかかる状況下での判断はしないとしている」ことをもって、「核兵器の使用は国際法では禁止されない」との見解をとり、核抑止による安全保障政策をとり続けてきました。

これらの言い分はもはや成り立ちません。日本国政府、国会はいまや核兵器の全面禁止の先頭に立つべきです。直ちに核政策を転換し、速やかに核兵器禁止条約に署名、批准し核なき世界の実現の先頭に立つことをここで改めて要請します。

I CANの川崎哲氏

25日の会見で「うれしく興奮している。被爆者をはじめ多くの方と喜びを分かち合いたい」「政治的・経済的に『核兵器を許さない』という包囲網が生まれる」と、その意義を語った。

一方、「一番の障害は日本が動かないことだ」「核兵器が違法だと言っている時に、唯一の被爆国である日本が『核兵器は正当だ』と言う。こんなことは絶対に認めるわけにいかない」と日本政府の姿勢を批判している。